

## 平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21年度一般担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融支援機構債券の格付分析に関する契約	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	スタンダード・アンド・ブアーズ・インターナショナル・エル・エル・シー 東京都千代田区丸の内1-6-5	会計規程第25条第1項 債券格付取得の目的は商品信用力の付与であり、競争に付すことが困難なことから、格付実績及び市場関係者の意見を総合的に踏まえて選定(資金調達業務検討委員会で決定)し、同社と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	債券格付取得の目的は商品信用力の付与であり、競争に付すことが困難なことから、随意契約によらざるを得ないものである。	19	
格付に関する基本契約	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社格付投資情報センター 東京都中央区日本橋1-4-1	会計規程第25条第1項 債券格付取得の目的は商品信用力の付与であり、競争に付すことが困難なことから、格付実績及び市場関係者の意見を総合的に踏まえて選定(資金調達業務検討委員会で決定)し、同社と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	債券格付取得の目的は商品信用力の付与であり、競争に付すことが困難なことから、随意契約によらざるを得ないものである。	19	
個人信用情報の利用	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社シーシービー 東京都新宿区神楽河岸1-1	会計規程第25条第1項 本件は、融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約したものである。	23,466,177	23,466,177	100.00%	-	融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	12	
個人信用情報の利用	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約したものである。	136,530,000	136,530,000	100.00%	-	融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
債権管理回収業務委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社住宅債権管理回収機構 東京都新宿区水道町3-1	会計規程第25条第1項 独立行政法人住宅金融支援機構は、平成19年度に旧住宅金融公庫及び旧財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「旧保証協会」という。）から権利・義務を承継したが、その際に、旧保証協会と契約相手方との間で締結された求償権の管理回収業務に係る業務委託契約についても承継したため、同社と随意契約したものである。 業務委託契約の内容は、旧保証協会が旧住宅金融公庫に代位弁済して得た求償権の管理回収業務をサービスである契約相手方に委託し、契約相手方は、回収実績に応じた手数料を受け取り、求償権の管理事務を行うものであり、一旦委託した債務者に対する管理回収業務は、同一の者が行った方が効率的であると考えられる。 なお、本契約に基づき新規に委託する求償権はなく、すでに委託済みの求償権の回収処理だけとなっている。	665,614,000	競売申立手数料 42,000円/件ほか	100.00%	-	独立行政法人住宅金融支援機構は、平成19年度に旧住宅金融公庫及び旧財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「旧保証協会」という。）から権利・義務を承継したが、その際に、旧保証協会と契約相手方との間で締結された求償権の管理回収業務に係る業務委託契約についても承継したことにより、旧保証協会時に契約相手方に委託していた業務を引き続き委託する必要があったこと、また、一旦委託した債務者に対する管理回収業務は、同一の者が行った方が効率的であると考えられることから、同社と随意契約したものである。	19	
日本司法書士会連合会報酬請求書取りまとめ	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	日本司法書士会連合会 東京都新宿区本塩町9-3	会計規程第25条第1項 独立行政法人への移行により、旧公庫名義の住宅ローン完済等に伴う抵当権抹消等登記を行う際に、抵当権の移転登記が必要となっている。本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務を、司法書士が所属している司法書士会に委託することが効率的であるため、同会と随意契約したものである。	125,790,000	420円/件	100.00%	-	本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務である。すべての司法書士と迅速かつ緊密な連携がとれるのは司法書士の入会が義務付けられている司法書士会（司法書士法第57条）のみであり、同社と随意契約したものである。	19	
公共団体等業務委託手数料	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	財団法人日本建築センター 東京都千代田区外神田6-1-8	会計規程第25条第1項 本件は、独法移行時（平成19年4月1日）において、旧住宅金融公庫との間の工事審査等に係る業務委託契約の解除時に、工事審査業務が完了していない物件（工期の長い大型物件等）について、工事審査が完了するまで残務として実施させるため、機構融資の利用者が工事審査を行う先として選択した同社と随意契約したものである。	11,650,590	11,650,590	100.00%	0	旧住宅金融公庫との間の工事審査等に係る業務委託契約の解除時に、工事審査業務が完了していない物件（工期の長い大型物件等）について、工事審査が完了するまで残務として実施させるため、機構融資の利用者が工事審査を行う先として選択した同社との随意契約によらざるをえないものである。	19	
公共団体等業務委託手数料	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社都市居住評価センター 東京都港区虎ノ門1-1-21	会計規程第25条第1項 本件は、独法移行時（平成19年4月1日）において、旧住宅金融公庫との間の工事審査等に係る業務委託契約の解除時に、工事審査業務が完了していない物件（工期の長い大型物件等）について、工事審査が完了するまで残務として実施させるため、機構融資の利用者が工事審査を行う先として選択した同社と随意契約したものである。	3,623,550	3,623,550	100.00%	-	旧住宅金融公庫との間の工事審査等に係る業務委託契約の解除時に、工事審査業務が完了していない物件（工期の長い大型物件等）について、工事審査が完了するまで残務として実施させるため、機構融資の利用者が工事審査を行う先として選択した同社との随意契約によらざるをえないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
公共団体等業務委託手数料	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	財団法人日本建築総合試験所 大阪府大阪市中央区南新町1-2-10	会計規程第25条第1項 本件は、独法移行時(平成19年4月1日)において、旧住宅金融公庫との間の工事審査等に係る業務委託契約の解除時に、工事審査業務が完了していない物件(工期の長い大型物件等)について、工事審査が完了するまで残務として実施させるため、機構融資の利用者が工事審査を行う先として選択した同社と随意契約したものである。	1,010,310	1,010,310	100.00%	0	旧住宅金融公庫との間の工事審査等に係る業務委託契約の解除時に、工事審査業務が完了していない物件(工期の長い大型物件等)について、工事審査が完了するまで残務として実施させるため、機構融資の利用者が工事審査を行う先として選択した同社との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社オーパス 静岡県磐田市向笠西557-4	会計規程第25条第1項 当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	1,320,000	1,320,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	有限会社メモリアルビルたいら 沖縄県那覇市泉崎2-11-1	会計規程第25条第1項 当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	1,272,000	1,272,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	広島八谷建設株式会社 広島県広島市西区楠木町4-19-7	会計規程第25条第1項 当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	1,392,000	1,392,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	広島八谷建設株式会社 広島県広島市西区楠木町4-19-7	会計規程第25条第1項 当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	1,392,000	1,392,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借り上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため随意契約したものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,544,000	2,544,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,784,000	2,784,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,820,000	2,820,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,820,000	2,820,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	有限会社宮崎ドラッグ 千葉県市川市新井1-18-3	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,616,000	2,616,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,400,000	2,400,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,080,000	1,080,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,556,000	2,556,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社シャルマン 上原 東京都練馬区中村北2-20-14	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,556,000	2,556,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	内野建設株式会社 東京都練馬区豊玉北5-24-15	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,560,000	1,560,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	有限会社睦 東京都練馬区関町北2-3-12	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,048,000	3,048,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
証券化支援業務に係る税務アドバイス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	KPMG税理士法人 東京都港区六本木1-6-1	会計規程第25条第1項 本業務は、複雑多岐にわたる証券化制度、フラット35や貸付債権担保住宅金融支援機構債券の商品性、各種契約書内容に関する知識・理解を前提とした国税・地方税等に関するアドバイス業務である。このため、契約相手方は当機構の業務内容や関係法令、上記制度に精通していることを前提としなければならず、本制度創設時以降税務的なアドバイスを受けている同法人が契約相手方として最適であることから随意契約したものである。	10,500,000	10,500,000	100.00%	-	契約相手方は当機構の業務内容や関係法令、上記制度に精通していることを前提としなければならず、本制度創設時以降税務的なアドバイスを受けている同法人が契約相手方として最適であることから随意契約によらざるを得ないものである。	19	
ALMリスク分析に係る運用支援業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区大手町1-1-3	会計規程第25条第1項 本件は、期限前償還モデルを含めたALMリスク分析に係る運用支援業務を委託するものであるが、当該モデル及びツールに関する著作権等一切の知的財産権は開発を担当したコンサルティング会社であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社に帰属することとされている。 当該モデル及びツールについて第三者に開示することは不可能であり、本運用支援業務を実施することができるのは同社のみであることから同社と随意契約したものである。	5,764,605	5,670,000	98.36%	-	期限前償還モデル及びツールに関する著作権等一切の知的財産権は開発を担当したコンサルティング会社であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社に帰属しており、当該モデル及びツールについて第三者に開示することは不可能であることから、本運用支援業務を実施することができる同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
ALMリスク分析システムに係る基本保守等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区大手町1-1-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構のALMリスク分析を行うためのシステムの使用許諾及び保守の委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	10,080,000	10,080,000	100.00%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができる同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
日経テレコン21マルチメディア型情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	日経メディアマーケティング株式会社 東京都千代田区大手町1-3-7	会計規程第25条第1項 本件は、社会・経済の一般動向を把握するために業務上必要な著作物の提供サービスを受けるものである。 全国紙及び地方紙から新聞情報を含めた情報・サービスを提供している先が、日経テレコン21のみであることから、同社と随意契約したものである。	2,320,200	基本料金 37,800円/月ほか	100.00%	-	全国紙及び地方紙から新聞情報を含めた情報・サービスを提供している先が日経テレコン21のみであることから、当該情報を提供できる同社との随意契約によらざるを得ないものである。	12	
金融情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社QUICK 東京都中央区日本橋室町2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のディスクロージャの一環として、機構は同社に情報提供し、同社はこれを加工しサービス提供している。機構が債券発行のために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから随意契約したものである。	5,897,850	5,897,850	100.00%	-	機構が債券発行のために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから、同社と随意契約したものである。	12	
金融情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	ブルームバーグ・エール・ピー 東京都千代田区丸の内2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。 機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要があるため、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	14,272,650	14,272,650	100.00%	-	機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要があるため、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	12	
ファームバンキング利用に係る振込手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都港区虎ノ門1-4-2	会計規程第25条第1項 本件は、ファームバンキングを利用して機構の資金決済を行うための契約である。 機構の資金運用業務において、100億円超の資金決済を行うためには、日銀ネット決済機能を有するファームバンキングを利用する必要があることから、当該サービスを唯一利用できる同行と随意契約したものである。	46,873,944	振込手数料 115.5円/件ほか	100.00%	-	100億円超の資金決済を行うには、日銀ネット決済を利用する必要があり、当該サービスを唯一利用できる同行と随意契約したものである。	19	
新築マンション情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社不動産経済研究所 東京都新宿区新宿1-9-1	会計規程第25条第1項 本件は、新築マンションの新規供給及び販売状況の情報の提供サービスを受けるものであり、当該情報の情報提供者は限られている。 機構は、これまでマンション市場動向調査・分析の基礎データを同社から提供されるデータにより行ってきており、これまで蓄積してきたマンション動向の把握・分析における連続性を保つため、当該情報を提供することが可能な同社と随意契約したものである。	3,654,000	3,654,000	100.00%	-	新築マンションの新規供給及び販売状況の情報の情報提供者は限られている。これまでマンション市場動向調査・分析の基礎データを同社から提供されるデータにより行ってきており、蓄積してきたマンション動向の把握・分析における連続性を保つため、当該情報を提供することが可能な同社と随意契約したものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
金融情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	ロイター・ジャパン株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。 機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要があり、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、デリバティブ取引を実施するために使用している金融管理サポートシステム(FMSS)に用いる市場データは、同社より取得していることから、同システムを管理・運用する上で当該情報の入手が可能な同社と随意契約したものである。	16,219,425	16,219,425	100.00%	-	機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要があり、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、デリバティブ取引を実施するために使用している金融管理サポートシステム(FMSS)に用いる市場データは、同社より取得していることから、同システムを管理・運用する上で当該情報の入手が可能な同社と随意契約したものである。	12	
本店ビルにおける熱需給契約	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	東京下水道エネルギー株式会社 東京都中央区新富1-7-4	会計規程第25条第1項 本店ビルにおける冷暖房については、ビル竣工時より後楽1丁目地区の地域冷暖房を使用しており、平成20年度も引き続き熱需給契約を締結するが、後楽1丁目地区において当該熱需給供給を行う事業者は、東京下水道エネルギー(株)1社であることから、同社と随意契約をしたものである。	94,800,000	冷水419.48円 (1MJ/hあたり) ほか	100.00%	-	本店ビルのある地区において当該熱需給供給を行う事業者は、同社のみであることから随意契約によらざるをえないものである。	19	
事務所賃貸借	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
事務所賃貸借	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
登記情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	財団法人民事法律協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同社と随意契約したものである。	6,473,000	6,473,000	100.00%	0	機構業務の実施にあたり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため、同社との随意契約によらざるをえないものである。	12	
後納郵便	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	429,564,531	429,564,531	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能事業者は、同社しかないため随意契約によらざるをえないものである。	9	
ガス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,945,302	1,945,302	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえないものである。	8	
水道	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	11,350,855	11,350,855	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえないものである。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
NHK受信料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計規程第25条第1項 放送法に基づき契約の相手先が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,456,840	1,456,840	100.00%	-	放送法に基づき契約の相手先が一に限られるため、同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
ナビダイヤル利用料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な事業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	5,667,729	5,667,729	100.00%	-	提供を行うことが可能な事業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	8	
郵便振替用紙による振込手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な事業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	4,500,000	4,500,000	100.00%	-	提供を行うことが可能な事業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	19	
インターネット回線利用料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	東日本電信電話株式会社 新宿区西新宿3-19-2	会計規程第25条第1項 本件は、インターネット利用のため、ADSL回線使用料を契約相手方に支払うものである。一般競争入札により調達したホームページサーバホスティングサービスを行うプロバイダとの契約において指定されたインターネット回線事業者であるため、同社と随意契約したものである。	1,171,044	1,171,044	100.00%	-	一般競争入札により調達したホームページサーバホスティングサービスを行うプロバイダとの契約において指定されたインターネット回線事業者であるため、同社との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
個人信用情報の利用に係る通信回線利用料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	東日本電信電話株式会社 新宿区西新宿3-19-2	会計規程第25条第1項 本件は、個人信用情報利用の際の専用通信回線契約である。個人信用情報機関との契約により、契約相手先が指定されているため随意契約したものである。	1,080,000	1,080,000	100.00%	-	個人信用情報機関との契約により、契約相手先が指定されていることから随意契約によらざるを得ないものである。	19	
個人信用情報の利用に係る通信回線利用料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第25条第1項 本件は、個人信用情報利用の際の専用通信回線契約である。個人信用情報機関との契約により、契約相手先が指定されているため随意契約したものである。	5,328,000	5,328,000	100.00%	-	個人信用情報機関との契約により、契約相手先が指定されていることから随意契約によらざるを得ないものである。	19	
後納郵便	契約担当役 吉村正弘 北海道札幌市中央区北3条西13-3-13	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	4,096,890	4,096,890	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
電気	契約担当役 吉村正弘 北海道札幌市中央区北3条西13-3-13	平成21年4月1日	北海道電力株式会社 北海道札幌市中央区大通東1-2	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な事業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,881,319	1,881,319	100.00%	-	提供を行うことが可能な事業者が一に限られるため、同社との随意契約によらざるを得ないものである。	8	
後納郵便	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成21年4月1日	仙台中央郵便局 宮城県仙台市青葉区北目町1-7	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	3,551,145	3,551,145	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
ガス	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中千種区新栄3-20-16	平成21年4月1日	東邦ガス株式会社 愛知県名古屋市中千種区桜田町19-18	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な事業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	2,283,113	2,283,113	100.00%	-	提供を行うことが可能な事業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中種区新栄3-20-16	平成21年4月1日	名古屋上下水道局 愛知県名古屋市中区三の丸1-1	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,054,842	1,054,842	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。		8
後納郵便	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中種区新栄3-20-16	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 愛知県名古屋市中種区今池4-9-18	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。	5,206,880	5,206,880	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
事務所賃貸借	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年4月1日	関電不動産株式会社 京都支店 京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。		5
事務所賃貸借	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年4月1日	中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝3-33-1	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。	3,700,000	3,388,716	91.59%	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。		5
事務所清掃	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年4月1日	ファースト・ファシリティーズ・ウエスト株式会社 大阪府大阪市中央区本町4-4-24	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	6,795,000	6,795,000	100.00%	-	契約相手方が、賃貸人と締結した基本協定書、建物維持管理協定書等に基づき、共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるを得ないものである。		5
事務所、倉庫、駐車場賃貸借	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年4月1日	金沢中央ビルディング株式会社 石川県金沢市丸の内4-12	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。	29,250,000	28,126,848	96.16%	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。		5
事務所清掃	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年4月1日	中部ビル管理株式会社 石川県金沢市片町2-2-15	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約したものである。	1,911,840	1,911,840	100.00%	-	契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため随意契約によらざるを得ないものである。		5
借上宿舍	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年4月1日	株式会社三隆 大阪府豊中市中桜塚2-22-1	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用することから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,800,000	1,800,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用することから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるを得ないものである。		19
後納郵便	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。	12,391,010	12,391,010	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
後納郵便	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。	4,775,355	4,775,355	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。		9

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。	3,123,870	3,123,870	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
後納郵便	契約担当役 金子道雄 広島県広島市中区基町8-3	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 広島県広島市中区国泰寺町1-4-1	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。	4,795,050	4,795,050	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
事務所賃貸借	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年4月1日	株式会社第1ビルディング 東京都中央区晴海1-8-10	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。	2,129,400	2,129,400	100.00%	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。	5	
後納郵便	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 福岡県福岡市中央区天神4-3-1	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。	11,248,000	11,248,000	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
後納郵便	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年4月1日	熊本東郵便局株式会社 熊本県熊本市錦ヶ丘1-10	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約したものである。	4,426,000	4,426,000	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なのは、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
登記印紙の購入	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成21年4月3日	東北法務協会 宮城県仙台市宮城野区名掛丁128	会計規程第25条第1項 当該物品は、販売業者により価格が変動するものではなく、競争を許さないため、同協会と随意契約したものである。	1,997,000	1,997,000	100.00%	-	当該物品は、販売業者により価格が変動するものではなく、競争を許さないため、随意契約によらざるを得ないものである。	1	
フラット35広告掲載	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年4月3日	株式会社熊日広告社 熊本県熊本市南坪井町6-2	会計規程第25条第1項 市政だよりへの広告にあたっては、同社しか取り扱っていないため、随意契約したものである。	1,764,000	1,764,000	100.00%	-	市政だよりへの広告にあたっては、同社しか取り扱っていないため、随意契約によらざるを得ないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年4月3日	熊本地方務局 熊本県熊本市大江3-1-53	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,225,000	1,225,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月6日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	8,610,000	8,610,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年4月6日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,267,000	1,267,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成21年4月6日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,610,000	1,610,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
総合オンラインシステムメンテナンス(制度改善対応)業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年5月1日	株式会社HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	政府調達規程第11条第7号 本件は、平成21年度の補正予算を対象とした経済対策の一環として、フラット35(買取型)における10割融資、借換融資、金利引下げ期間20年への延長を実施することに伴い、総合オンラインシステムのメンテナンスを行うものである。 経済対策の措置を迅速に実施することが必要であることから、本システムの開発先である同社と随意契約したものである。	30,135,000	25,956,000	86.13%	-	経済対策の措置を迅速に実施することが必要であることから、本システムの開発先である同社との随意契約によらざるをえないものである。	13	
証券化システムメンテナンス(制度改善対応)業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年5月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	政府調達規程第11条第7号 本件は、平成21年度の補正予算を対象とした経済対策の一環として、フラット35(買取型)における10割融資、借換融資、金利引下げ期間20年への延長を実施することに伴い、これらを対象としたMBSを発行するため、証券化システムのメンテナンスを行うものである。 経済対策の措置を迅速に実施することが必要であることから、本システムの開発先である同社と随意契約したものである。	31,731,000	25,200,000	79.42%	-	経済対策の措置を迅速に実施することが必要であることから、本システムの開発先である同社との随意契約によらざるをえないものである。	13	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年5月8日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	8,736,000	8,736,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
平成21年度会費分担金	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年5月11日	政府関係法人連絡協議会 東京都港区芝公園1-7-6	会計規程第25条第1項 本件は、業務を実施する上で不可欠な情報の提供が可能な同協会の講座に参加するものである。参加にあたっては年会費を支払う必要があるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,078,000	1,078,000	100.00%	-	業務を実施する上で不可欠な情報の提供が可能な同協会の講座に参加するものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	12	
登記事項証明書等発行手数料	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年5月11日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,242,500	1,242,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
住宅融資保険等システムのメンテナンス(制度改善対応)業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年5月20日	株式会社HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	政府調達規程第11条第7号 本件は、平成21年度の補正予算を対象とした経済対策の一環として、保険料の引下げ、10割補填等実施することに伴い、住宅融資保険等システムのメンテナンスを行うものである。経済対策の措置を迅速に実施することが必要であることから、本システムの開発先である同社と随意契約したものである。	45,969,000	44,100,000	95.93%	-	経済対策の措置を迅速に実施することが必要であることから、本システムの開発先である同社との随意契約によらざるをえないものである。	13	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年5月22日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,051,860	1,051,860	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
イベント出展料	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年6月1日	株式会社産業経済新聞社 大阪府大阪市浪速区湊町2-1-57	会計規程第25条第1項 本件は、「マイホーム応援フェア2009」において、フラット35のPRを目的としてブースを出展するため、当該イベントを主催する契約相手先と随意契約したものである。	3,150,000	3,150,000	100.00%	-	契約相手先が主催するイベントにおいて、フラット35のPRを目的としてブースを出展するため、契約相手先との随意契約によらざるをえないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年6月1日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,645,000	1,645,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年6月8日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	8,960,000	8,960,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
フラット35に関する新聞広告	契約担当役 吉村正弘 北海道札幌市中央区北3条西13-3-13	平成21年6月8日	株式会社日本経済社札幌支社 北海道札幌市中央区北1条西3-2-14	会計規程第25条第1項 本件は、北海道新聞との対談記事体広告であり、同社の取扱代理店として(株)日本経済社の指定があったため、広告枠を供給できる唯一の契約相手方と随意契約したものである。	3,717,000	2,100,000	56.50%	-	北海道新聞との対談記事体広告であり、取扱代理店として契約相手先の指定があったため、同社との随意契約によらざるをえないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成21年6月9日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,610,000	1,610,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
平成21年度「住生活月間」協賛金	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年6月11日	住生活月間実行委員会 東京都千代田区神田小川町1-11	会計規程第25条第1項 住生活月間実行委員会が事業を行うための費用は会員からの協賛金等で賄われており、機構は住生活実行委員会の構成団体として、平成21年度住生活月間の協賛金を負担する必要があることから当委員会と随意契約したものである。	1,100,000	1,100,000	100.00%	-	住生活月間実行委員会が事業を行うための費用は会員からの協賛金等で賄われており、機構は住生活実行委員会の構成団体として、平成21年度住生活月間の協賛金を負担する必要があることから、随意契約によらざるをえないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年6月11日	熊本地方務局 熊本県熊本市大江3-1-53	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,085,000	1,085,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成21年6月18日	仙台法務局 宮城県仙台市宮城野区名掛丁128	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,444,300	1,444,300	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年6月29日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,267,000	1,267,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。  
 その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成21年6月末時点の情報に基づき作成。